

計画作成年度	令和4年度
計画主体	神奈川県箱根町

箱根町鳥獣被害防止計画(素案)

令和〇年〇月 作成

<連絡先>

担当部署名 環境整備部環境課
所在地 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256
電話番号 0460-85-9565
FAX番号 0460-85-6814
メールアドレス kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

鳥獣被害防止計画について

鳥獣被害防止計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づき、農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定されるものである。

本計画を策定することにより、住民、関係機関及び自治体が一体となり、計画的に鳥獣被害防止施策を実行できるようになるほか、国から必要な支援を受けられるようになる。

箱根町においても、全町的な農業被害、生活被害が発生し、町民の生活を脅かしていることから、町民、猟友会その他の関係機関及び町が一体となり、鳥獣被害防止施策を効果的かつ計画的に進めていくために、箱根町鳥獣被害防止計画を策定するものである。

目次

1	対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
	(1) 被害の現状（令和3年度）	1
	(2) 被害の傾向	2
	(3) 被害の軽減目標	2
	(4) 従来講じてきた被害防止対策 【イノシシ・ニホンジカ共通】	2
	(5) 今後の取組方針 【イノシシ・ニホンジカ共通】	3
3	対象鳥獣の捕獲等に関する事項	3
	(1) 対象鳥獣の捕獲体制【イノシシ・ニホンジカ共通】	3
	(2) その他捕獲に関する取組	3
	(3) 対象鳥獣の捕獲計画	4
	(4) 許可権限委譲事項	5
4	防護柵の設置等に関する事項	5
	(1) 侵入防止柵の整備計画	5
	(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	6
5	生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	6
6	対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関する事項	7
	(1) 関係機関等の役割	7
	(2) 緊急時の連絡体制	7
7	捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	8
8	捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等 その有効な利用に関する事項	8
	(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	8
	(2) 処理加工施設の取組	8
	(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	8
9	被害防止施策の実施体制に関する事項	9
	(1) 協議会に関する事項	9
	(2) 関係機関に関する事項	9
	(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	10
	(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	10
10	その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	10

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	箱根町全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
		被害面積	被害金額	備考
イノシシ	果樹 (ミカン)	0.01ha	4,000円	枝折り
	野菜 (サトイモ)	0.01ha	34,000円	食害
ニホンジカ	果樹 (ミカン、 レモン)	0.07ha	30,000円	枝折り

※ イノシシについては、上記の他に、保養所や旅館などの庭園の損壊（芝生・庭木）や、個人宅の家庭菜園（野菜・果実・イモ類・芝生・庭木）などの被害がある。

生活被害推定額は50万円以上としている。

※ ニホンジカについては、上記の他、ゴルフ場のコース芝や果樹・苗木・原野林・森林（スギ・ヒノキ・ヒメシャラ）・庭木・芝生が採食又は掘り返される被害がある。

生活被害推定額は100万円以上としている。

(2) 被害の傾向

① イノシシ

イノシシによる被害は1年を通して発生しており、4月はタケノコの食害、5月から7月にかけては庭先等の掘返しや石垣の損壊が発生している。

被害が集中する7月から9月にかけては、畑や花壇、家庭菜園の食害や庭木の押し倒しについても同様の被害が発生している。11月以降はやや被害が減少するも、3月までは植栽などの掘り起こし等の被害を受けており、また、近年、人身被害も発生している。イノシシは、町内全域に生息している。

② ニホンジカ

ニホンジカによる被害は1年を通して発生しており、ゴルフ場の芝生の食害、踏み倒し、ヒノキ等の樹木への食害、剥皮被害が見受けられる。

特に近年では、ヒノキ等の樹木の被害が多く報告され、立ち枯れなどの問題も発生しつつある。現在は、芦ノ湖周辺や宮城野を中心に芦之湯や湯本でも目撃報告があることから、町内全域に生息していると推測される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ被害金額	38,000 円	34,200 円
イノシシ被害面積	0.02 ha	0.01 ha
ニホンジカ被害金額	30,000 円	27,000 円
ニホンジカ被害面積	0.07 ha	0.06 ha

※生活被害についても1割の削減を目標とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策 【イノシシ・ニホンジカ共通】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲従事者が、わな（箱わな、くくりわな、囲いわな）、銃器により捕獲する。 町職員の狩猟免許（わな）の取得	猟友会員の高齢化及び町内在住会員の減少による従事者の減少。 猟友会員以外の捕獲従事者の確保。
防護柵の設置等に関する取組	自主的防護柵の設置を推奨し、設置した方に対して補助金を交付している。	今後、被害地域や被害が拡大した場合に広域防護柵の設置を検討する。

生息環境管理その他の取組	鳥獣被害防止マニュアルを活用した、被害防止に関する知識の普及啓発に努めている。	藪刈り等の環境整備を行っていくなど、集落単位での対策を行う必要がある。
--------------	---	-------------------------------------

(5) 今後の取組方針 【イノシシ・ニホンジカ共通】

- 箱根町鳥獣被害防止対策協議会・行政・神奈川県猟友会箱根支部（箱根町鳥獣被害対策実施隊）が連携を密にして、効果的な被害防止対策を進めていく。
- わな（箱わな、くくりわな、囲いわな等）の機材の充実・強化を図り効果的な設置を検討していく。
- 被害が発生している時期に広報誌や回覧などを活用し、被害情報や捕獲実績を周知するとともに町民自らの防除意識を高める。
- 空き地や藪などの管理の徹底を土地管理者に依頼するとともに誘引物（生ごみや収穫後の野菜など）の管理を徹底するよう協力を求める。
- 侵入防止柵の導入などを検討していく。
- 狩猟免許取得費補助金制度、鳥獣被害防止柵購入費設置補助金制度の継続

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制 【イノシシ・ニホンジカ共通】

神奈川県猟友会箱根支部に有害鳥獣対策委託を実施し、年間を通じて有害鳥獣の効率的な捕獲に努める。

また、被害状況の拡大が予見されるときは、わな免許を取得した職員によるわなの設置を適宜行い、猟友会箱根支部と連携した捕獲を行う。

さらに、町内で有害鳥獣捕獲を実施した方に対して報償金を交付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・わな（箱わな・くくりわな・囲いわな等）の増強を図る。 ・足跡や被害状況等を確認し、効果的なわなの設置を図る。 ・箱根町鳥獣被害対策実施隊員の増員を図る。 ・町職員の狩猟免許（わな）取得の推進

令和6年度	イノシシ、ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・わな（箱わな・くくりわな・囲いわな等）の増強を図る。 ・足跡や被害状況等を確認し、効果的なわなの設置を図る。 ・箱根町鳥獣被害対策実施隊員の増員を図る。 ・町職員の狩猟免許（わな）取得の推進
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・わな（箱わな・くくりわな・囲いわな等）の増強を図る。 ・足跡や被害状況等を確認し、効果的なわなの設置を図る。 ・箱根町鳥獣被害対策実施隊員の増員を図る。 ・町職員の狩猟免許（わな）取得の推進

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①イノシシ</p> <p>近年、町内全域で掘返しや家庭菜園などの食害、人家周辺の徘徊等、多大な被害をもたらしており、過去5年間の捕獲実績（平成29年度 75頭、平成30年度 72頭、令和元年度 72頭、令和2年度 70頭、令和3年度 77頭）や近年の被害通報件数などを考慮し、今後の捕獲頭数は、過去5年間の平均捕獲数（73頭）から1割増とし、80頭とする。</p> <p>②ニホンジカ</p> <p>第4次神奈川県ニホンジカ管理計画（特定計画）に基づき、生息状況や被害状況を考慮し、毎年実施計画を定め、管理捕獲を実施する。</p> <p>なお、過去5年間の捕獲実績（平成29年度 28頭、平成30年度 56頭、令和元年度 37頭、令和2年度 68頭、令和3年度 84頭）及び近年の目撃情報等から、個体数の増加が考えられ、森林地帯の植生の劣化防止・軽減及び観光資源の損失防止・軽減を図るため、今後の捕獲計画数は、過去5年間の平均捕獲数（55頭）から3割増とし、年間70頭とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	80	80	80
ニホンジカ※	70	70	70

※ ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため目安数とする。

捕獲等の取組内容
イノシシ及びニホンジカの捕獲は、わな（箱わな、くくりわな、囲いわな等）を用いて被害報告箇所を中心に随時、実施していく。 なお、山間部においては年間を通じ銃器も併用し効果的な捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ及びニホンジカの捕獲は、町内全域で通年（夏季を除く）実施している。山間部を中心に実施するが、効果的な捕獲のためライフル銃を使用する場合がある。また、わなで捕獲されたイノシシ及びニホンジカの止めさしについても同様に、大型獣のためライフル銃を使用する場合がある。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	防止柵の効果を検証し、必要箇所に整備を検討する。	防止柵の効果を検証し、必要箇所に整備を検討する。	防止柵の効果を検証し、必要箇所に整備を検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	整備計画に従い設置した場合の柵の維持管理	整備計画に従い設置した場合の柵の維持管理	整備計画に従い設置した場合の柵の維持管理

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

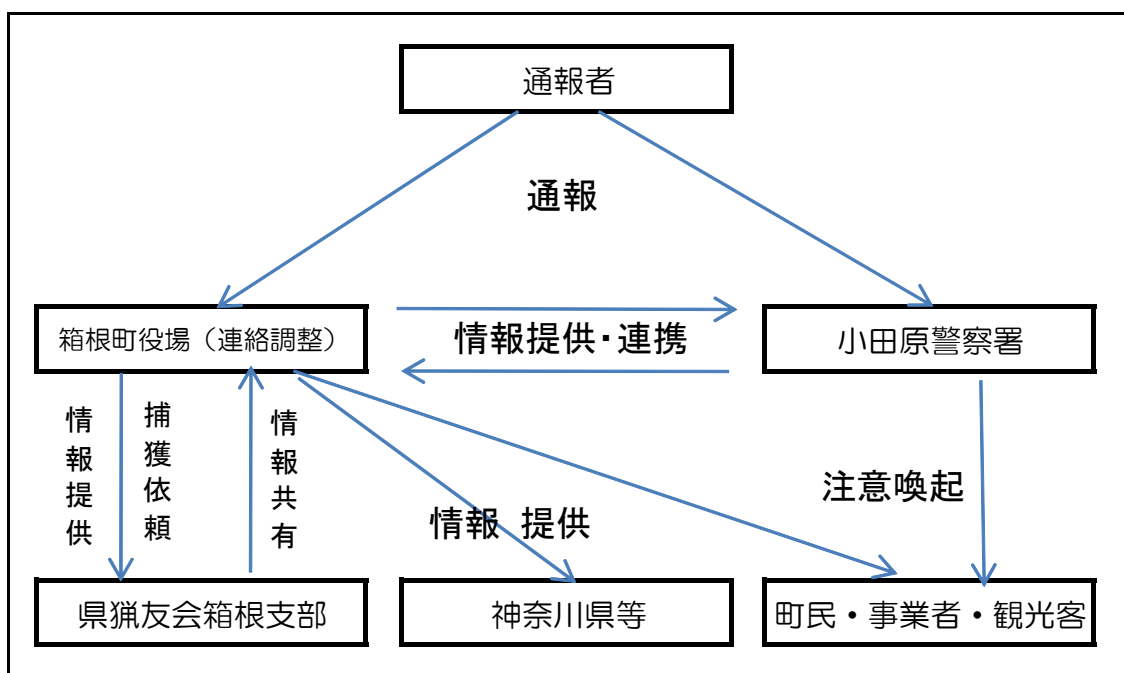
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止マニュアルを活用した、被害防止に関する知識の普及啓発に努める。 ・鳥獣を人家付近へ誘引しないようごみの出し方やルールを守ることの周知徹底を図る。 ・忌避剤や被害防止対策グッズの活用を検討 ・新たな追払い・捕獲方法等の検討
令和6年度	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止マニュアルを活用した、被害防止に関する知識の普及啓発に努める。 ・鳥獣を人家付近へ誘引しないようごみの出し方やルールを守ることの周知徹底を図る。 ・忌避剤や被害防止対策グッズの活用を検討 ・新たな追払い・捕獲方法等の検討
令和7年度	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止マニュアルを活用した、被害防止に関する知識の普及啓発に努める。 ・鳥獣を人家付近へ誘引しないようごみの出し方やルールを守ることの周知徹底を図る。 ・忌避剤や被害防止対策グッズの活用を検討 ・新たな追払い・捕獲方法等の検討

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
箱根町環境整備部環境課	被害等に関する情報収集を実施し、関係機関への情報提供を行う。 町民に対しては、注意喚起を行い、被害防止活動支援を行う。 また、状況に応じて猟友会と連携し、捕獲や追い払い活動を行う。
神奈川県県西地域県政総合センター環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県小田原警察署	生命・身体の保護、避難等に関する総合支援を行う。
神奈川県猟友会箱根支部	町や警察と連携し、捕獲や追い払い活動を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣を殺処分した場合は、箱根町環境センターで焼却、または、埋設処理等を実施し適切に処理する。

特にイノシシについては、環境省、農林水産省策定の「CSF(豚熱)・ASF(アフリカ豚熱)対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」に従い焼却・埋設・消毒等を適切に実施する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	引き続き調査、研究を行うとともに、町内に解体処理施設を計画している団体がある場合は、必要に応じ協議を行う。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	箱根町有害鳥獣被害防止対策協議会
---------------	------------------

構成機関の名称		役 割
箱根町役場環境整備部環境課		協議会事務局 情報収集及び提供 被害防止対策支援
JAかながわ西湘		被害情報の収集・提供 被害防止対策の支援
箱根町自治会連絡協議会		被害情報の提供及び駆除に対する協力等
神奈川県猟友会箱根支部		被害情報の提供と情報共有 有害鳥獣の捕獲等の実施
オブザーバー	神奈川県県西地域県政総合センター環境部環境調整課	情報の共有 被害防止対策等の支援
	環境省関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園管理事務所	被害状況の提供及び情報共有 被害防止対策等の支援

・必要に応じてオブザーバーの追加・変更を行う予定

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課平塚駐在事務所 (かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供

神奈川県県西地域県政総合センター環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
神奈川県小田原警察署	情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月に鳥獣被害対策実施隊を設置。構成員は、神奈川県猟友会箱根支部長(隊長)及び支部長の推薦する者並びに町環境課長(副隊長)。実施隊員数については令和3年度3月末現在21名。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

自治会など地域団体の協力を得て、野生鳥獣の行動範囲が人の生活圏に依存しない環境づくりを実施する。具体的には、餌付けの禁止やごみ出しのマナーを守ってもらうなど地域の取り組みの強化を図る。

また、有害鳥獣による被害がさらに拡大が見られる場合は、協議会の構成機関や関係機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行い、体制の強化を図る。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討していく。